

新型コロナウイルス感染症対策における 「新しい生活様式」を踏まえた焼津市業務行動指針

令和5年3月7日

この業務行動指針は、市の業務において感染防止と行政活動の両立を図るための当面の基本的な行動指針とするものであり、今後、本指針に基づく取り組みを展開する。なお、本指針は、感染拡大の状況や、国の「基本的対処方針」及び「静岡県実施方針」の改定状況等を踏まえて適宜見直すものとする。

1 基本的な感染防止

● 感染防止の3つの基本

- 身体的距離の確保（できるだけ2m、最低1m空け、可能な限り真正面を避ける。）
- 手洗い（30秒以上かけて水と石鹸で丁寧に。手指消毒液の使用も可。出勤後や帰庁後は直ちに手洗い）
- マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とするが、窓口部門及び高齢者等重症化リスクの高い者と接する部門の職員には、マスクの着用を推奨する。
また、様々な場面に対応できるようマスクの携行に努める。

● 移動や出張

- 県境をまたぐ移動は、基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控える。
- 県が毎週公表する「国評価レベル」等により、訪問先の都道府県の感染状況を確認し、慎重に判断した上で行動する。

● 施設や環境

- 機械換気（機械換気設備、換気扇）を適切に稼働させるとともに、常時換気またはこまめな換気（1時間に2回以上かつ1回に5分以上）に努める。
- 業務を行う上では、常に3つの密（密閉、密集、密接）を回避する。

2 働き方

● 健康管理

- 出勤前に自分や家族の体温測定（検温）を実施し、発熱がある場合は休暇を取得し、外出を控える。また、解熱後少なくとも24時間以内は出勤を控える。
- 次のような「感染を疑う症状」があるときは、休暇を取得し、まずは「かかりつけ医」に電話相談又は「静岡県発熱等受診相談センター」へ電話相談し、必要な検査又は指導を受けるとともに、所属長へ報告する。併せて、所属長から人事課へ報告する。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、又は高熱等の強い症状がある場合
 - ・ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 - ・ 嗅覚異常や味覚異常がある場合
- 同居の家族に感染を疑う症状が生じた場合や感染者との接触があった場合など、自身の感染が疑われる場合においても、感染の有無が判別されるまで出勤を控える。

- 職場における「密」の低減
 - 市民サービスの縮小や業務効率の低下を招かないように十分に留意の上、可能な範囲で、週休日の振替えによる勤務、休暇取得の促進、会議室等の利用による勤務場所の分散に努める。
 - 感染の拡大状況に応じて、在宅勤務を取り入れた出勤者数の削減を行う。
- 会議や打ち合わせ
 - Web 会議（オンライン会議）やグループウェアを活用し、集合による会議の低減と業務の効率化を図る。
 - 会議や打ち合わせの必要性を再確認し、代替手段があれば切り替える。
 - 制限人員の範囲以内で、身体的距離の確保に努める。
 - 会議や打ち合わせは短時間（原則、1時間以内）とし、時間内に最低1回の換気に努めるとともに、マイクを使用する際は、使用毎に消毒を実施し感染防止対策の徹底を図る。
- 施設等消毒作業の徹底
 - 各施設やフロアの状態に応じ、共用部分は1時間おきの消毒作業を徹底する。

3 行事やイベント、施設運営

- 行事やイベント
 - 行事やイベントの開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染対策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、国・県が示す規模要件や留意事項（「静岡県実施方針」等）を踏まえて実施する。

期 間	項 目	安全計画を策定した イベント（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
1月27日 ～ 当面の間	人数上限 （注2）	収容定員まで（注3）	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
	収容率 （注2）	100%	

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注2）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

（注3）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする。

- 行事やイベントの実施に当たっては、参加者の範囲、行事やイベント前後を含めた参加者や関係者の行動や移動などの形態を踏まえて、感染防止のための適切な措置を講ずる。
- 施設運営
 - 各施設の施設機能に応じ、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染対策を実施する。
 - 各施設における事業や貸出については、「行事やイベント」に係る参加人員等の要件を参考として、可能な範囲で対応を図る。
 - 事業実施や貸出に当たっては、貸出中や前後における参加者や関係者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じるよう、主催者等に対して強く働きかける。